

# 資料

平成20年5月9日  
金融庁総務企画局

## 目 次

○相互会社についての基本的考え方	2
○保険会社の形態	4
○株式会社と相互会社の比較	5
○保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み①	7
○保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み②	8

## 相互会社についての基本的な考え方〔保険審議会報告「保険業法等の改正について」平成6年6月24日〕

### 存在意義

- 相互会社は、
- ・ 社員が相互に保険を行うことを目的として設立された会社
  - ・ 社員が会社に対して保険料を払い込み、これに対して会社は社員に対して保険給付を行うという保険事業を行う
  - ・ 事業の結果として剰余金が生じたときには社員に対してその分配がなされる
- ⇒ 実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供

### 基本的属性

- (1) 相互性：「社員が相互に保険を行うことを目的とする」ということ  
〔相互会社の相互性〕 保険加入者を団体構成員とすることによって保険制度を構築
- (2) 法人：単一の権利義務の帰属体
- (3) 社団：財産・債務が社員を離れて相互会社自体に属する。  
社員が不断に加入・脱退により変動するにもかかわらず、集合体としての統一性を失わずに存続。
- (4) 非営利法人：事業から生じた利益を出資者に分配することを目的とする営利法人には属さない  
⇒ 相互会社は非営利法人

## 基本的属性の現代的意味

### (1) 確実な保険保護の提供と内部留保の充実

- ・ 支払能力を維持していく財務上の準備が必要不可欠  
⇒ 剰余金分配は、実費主義を理念としながら、保険事業継続に必要な内部留保への貢献分を除いた上での清算として捉えられるべき

### (2) 会社損益の帰属

- ・ 相互会社の社員は、保険事業継続に必要な内部留保への貢献という形で社員としての責任を負っている  
⇒ 直接的な形で実現されるものではなく、継続企業として社員に対して確実な保険給付をなすという相互会社の理念に照らして修正された形で実現

### (3) 相互会社の社員の権利義務

- ・ 個々の社員の有する自益権としての請求権の内容についても、保険計理的に公正・衡平な計算に基づき算出されることが要請
- ・ 退社員の貢献にかかる部分が蓄積されるという形での内部留保の形成は相互会社の目的の限度において認められるものであり、これを担保するものとして、社員自治を補完する保険監督法的な規制手段の整備が必要

### (4) 相互会社の機関

- ・ 総代会の設置は、多数の社員が一人一議決権を有するため総会開催が物理的に困難であるということにより認められているのであり、総代の地位の正当性は適正な選任手続を経ることで担保
- ・ 総代でない社員には各種の共益権により、経営に参与する権利が確保されることが重要

### (5) 相互会社の目的の範囲

- ・ 保険事業に有用な範囲内で、保険事業以外の業務を行うこと・子会社を保有すること  
⇒ 相互性・非営利性に反しない

## 保険会社の形態

- 旧保険業法（平成8年以前）においては、株式会社から相互会社への組織変更のみ可能  
〔株式会社〕株主資本に対する還元が求められるが、資本調達能力を背景にした事業展開が容易  
〔相互会社〕社員である契約者と株主の利害対立がないことから、社員自治、実費原則の下で、事業の成果の多くを契約者に公平に還元

- 平成8年に現行の保険業法を施行する際、相互会社から株式会社への組織変更が可能に

### 【保険審議会答申（平成4年6月17日）】

保険業法の改正に先立ち、保険審議会では、

- 経営チェックの実効性、株価を通じた含み益の株主への還元や企業の総合的評価等の観点から、今後の保険事業の担い手としては、相互会社より株式会社の方が望ましい等の株式会社への転換を指向すべきとする意見が出された一方、
- 株式会社への転換によって経営チェック等の問題が解決するとは考え難い
- 相互会社の方がより多くの契約者還元をなしうることから、契約者にとっては、経営チェックの充実を図り、相互会社の特色が発揮されることが望ましい等の相互会社の意義が認められるとする意見も出された。

- 平成8年以降、3社の生命保険会社が相互会社から株式会社に組織変更

大同生命保険相互会社 ⇒ 平成 14.4 大同生命保険株式会社

太陽生命保険相互会社 ⇒ 平成 15.4 太陽生命保険株式会社

三井生命保険相互会社 ⇒ 平成 16.4 三井生命保険株式会社

（第一生命保険相互会社 ⇒ 平成 22 年度上半期を目途に株式会社化の方針を決定）

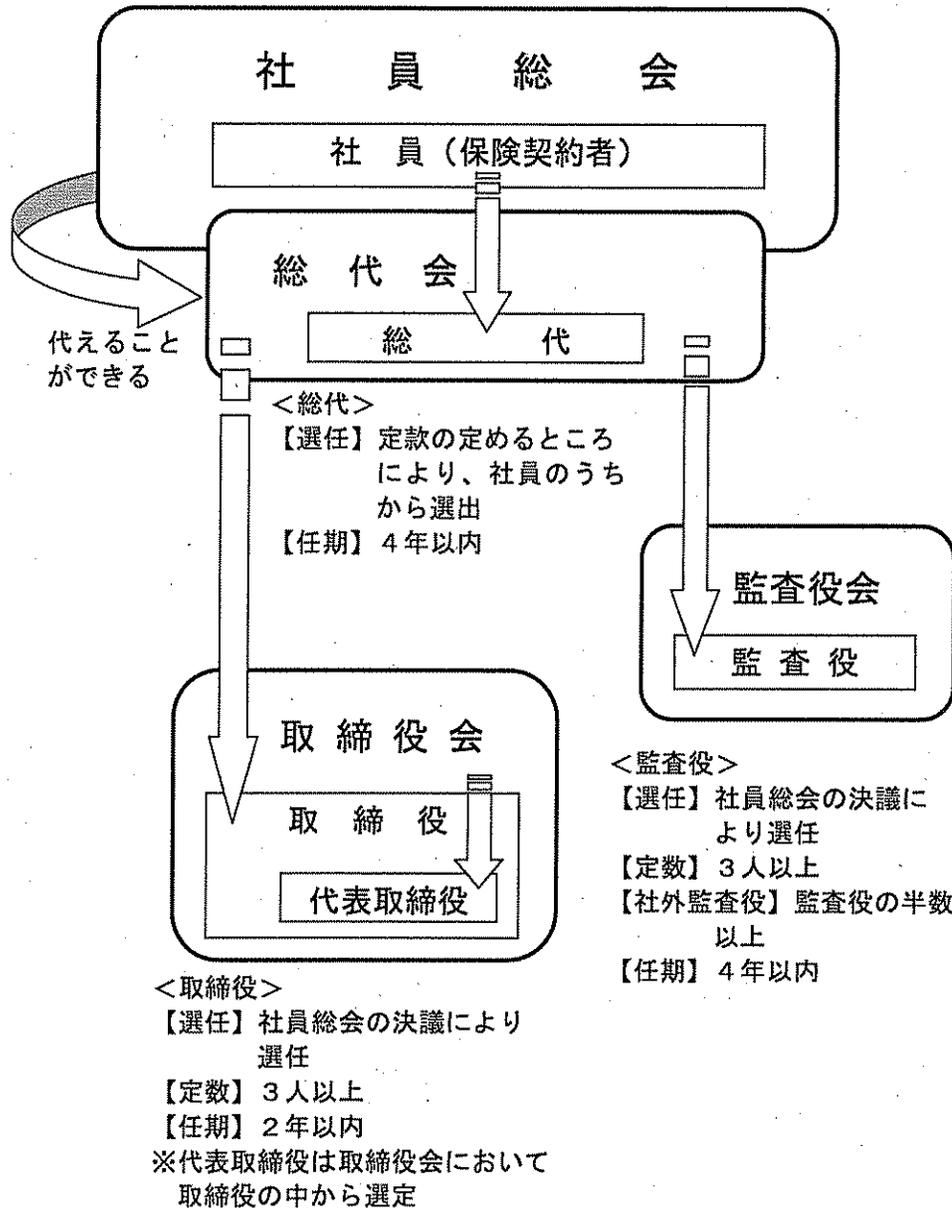
- 生命保険会社 43 社中、6 社が相互会社形態（平成 20 年 4 月 2 日現在）

## 株式会社と相互会社の比較

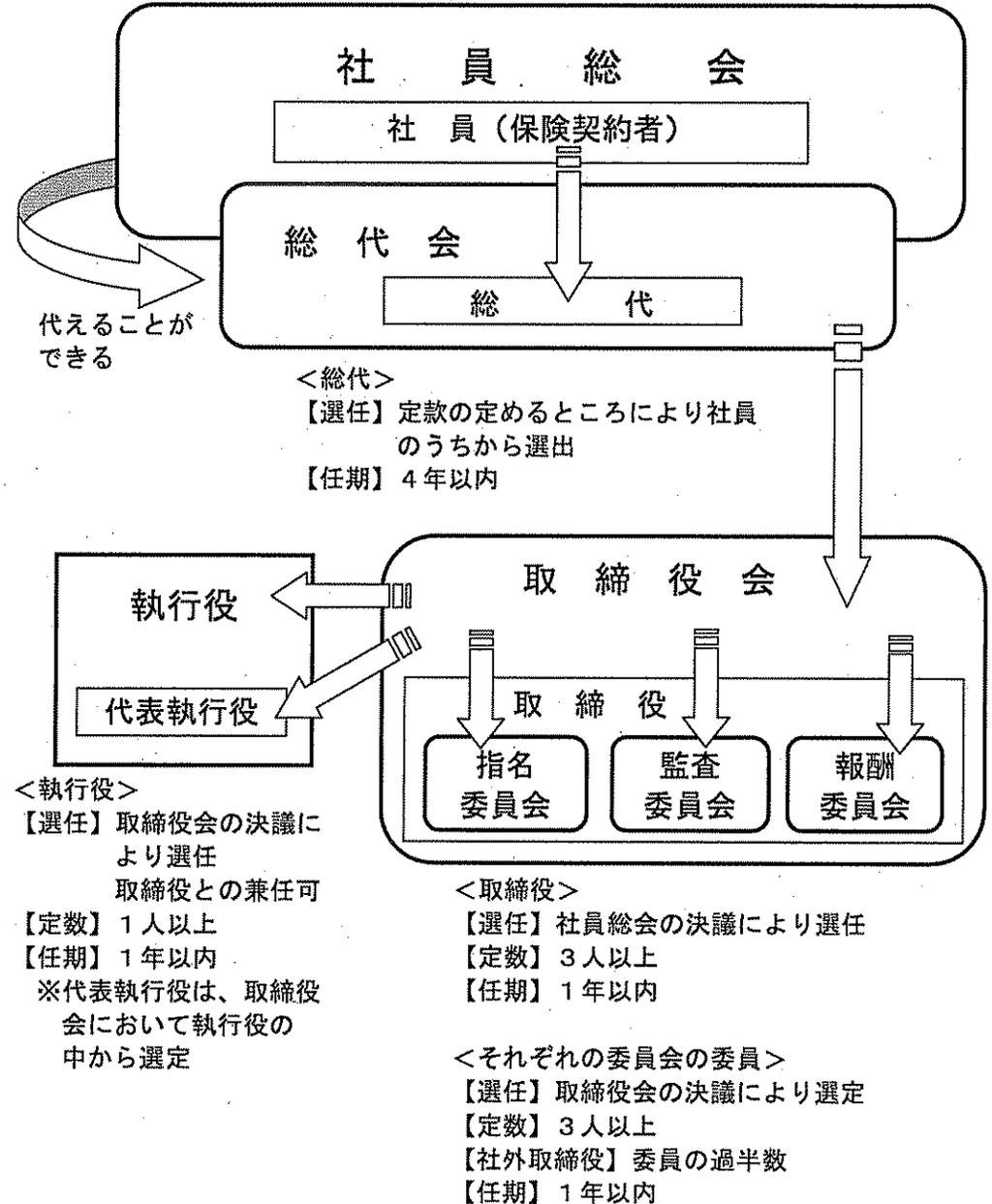
	株式会社	相互会社
性質	営利を目的とする法人 (会社法に基づき設立される)	営利も公益も目的としない中間法人 (保険業法に基づき設立され、会社法上の会社には属さない)
資本	株主(会社の構成員)の出資する資本金	基金拠出者(会社の構成員ではなく、単なる債権者)の拠出する基金
構成員	株主	社員=保険契約者
意思決定機関	株主総会	社員総会(総代会)
保険関係	営利保険 (保険契約により保険契約が発生する)	相互保険 (社員と保険関係が同時に発生。なお、非社員関係の契約も認められている。)
損益の帰属	株主 (ただし、契約者配当が可能な商品も販売可能)	社員

# 保険会社（相互会社形態）の機関

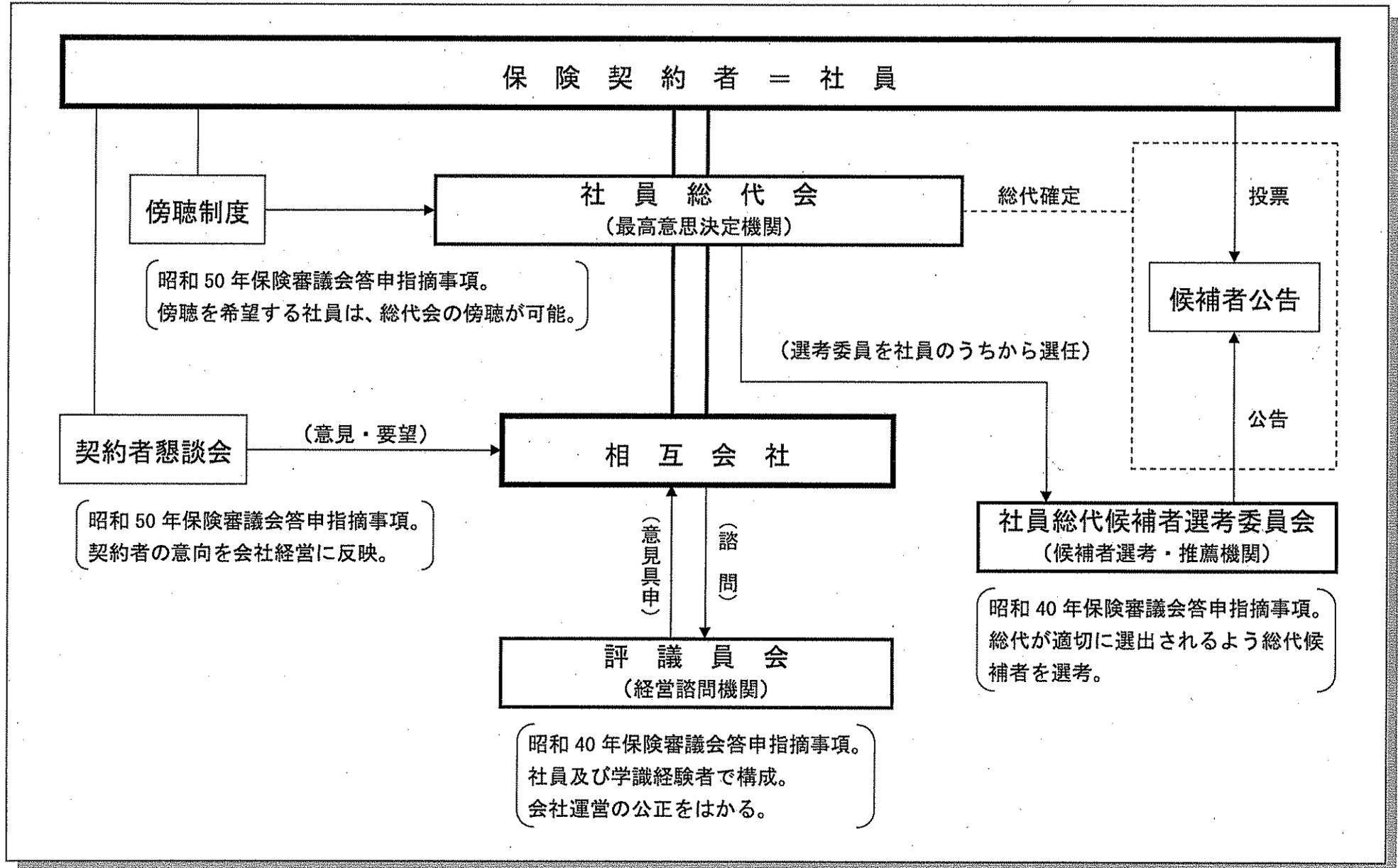
## 監査役会設置会社



## 委員会設置会社



# 保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み①



## 保険会社（相互会社形態）におけるガバナンス強化の取組み②

### 生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告

（平成13年6月26日、金融審議会金融分科会第二部会報告）

- ・ 総代数について、その大幅な拡充を図る
- ・ 立候補制の導入など総代の選考方法の多様化を図る
- ・ 総代の構成が実際の社員全体の構成（保険種類、職業、年齢、地域等）と乖離している現状にかんがみ、総代の選抜範囲の拡大等を図る
- ・ 総代会の議事についてディスクロージャー誌やインターネット等を活用し公開を進める等、社員に対するガバナンスに係る情報提供を拡充することが適当
- ・ 契約者懇談会等との連携を進める
- ・ 保険募集に当たって、社員としての権利義務に関する的確な説明義務を課し、社員に対してもガバナンスの担い手としての自覚を促すべき

### 生命保険をめぐる対応策

（平成14年1月25日、金融審議会金融分科会第二部会第9回）

- ・ 総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、総代会において説明
- ・ 総代になることを希望する社員が総代候補者に選出され得る方策の有無を含めた総代の選考方法に関する考え方についてディスクロージャー誌に記載するとともに総代会において説明
- ・ 保険種類別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載
- ・ 総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載するとともに、インターネット・ホームページの活用等による開示
- ・ 保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書への記載事項の追加等により、総代会への説明の充実を図る
- ・ 傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前・直後の会社への意見・質問等の機会の付与
- ・ 契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告
- ・ 保険募集時に、保険契約者に社員としての権利義務に関する説明を義務付け